



仲立委託契約

[宅地建物取引業者の方へ]

森林管理局では、円滑な売払いの促進を図るため、一般競争入札で不落等となった物件の一部について、仲立委託契約(一般媒介型)による売払いを行います。

仲立委託契約は、宅地建物取引業者(有資格者)を対象として受託者を公募します。

なお、契約期間は3か月程度で、複数の物件について受託することが可能です。

森林管理局

I 仲立委託の公募

森林管理局において、仲立委託により売却する財産(仲立委託財産目録)を公示し、一般媒介契約方式による媒介業者を公募します。

II 委託契約の締結

資格審査の上、申請書に記載された「売買すべき価格」が国の予定価格以上であれば、それら全ての物件に係る仲立委託契約の受託者となります。

III 売買契約の締結等

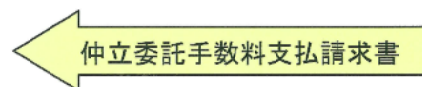
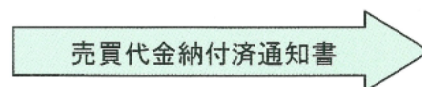
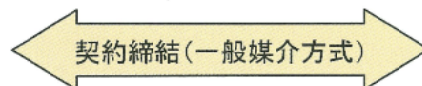
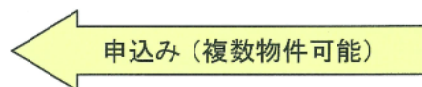
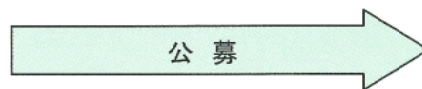
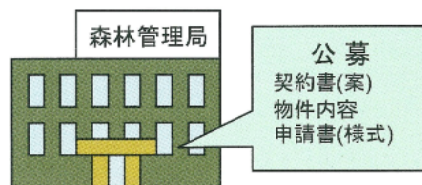
受託者を經由して提出された買受申請書により、買受希望者と国との間で売買契約を締結します。

なお、その際に、当該物件の仲立委託に複数の受託者が存在する場合は、他の受託者に当該物件に係る契約が終了した旨、通知します。

IV 手数料の支払い

売買代金が買受人から納付された後、受託者の請求により、仲立委託手数料を支払います。

(注)手数料は、国交省告示1552号による報酬額の限度額とします。



宅地建物取引業者 (有資格者)

① 申込み

媒介を希望する物件(複数可)について、「売買すべき価格」を付して申込みます。



② 業務の内容

- 買受希望者との折衝
 - 買受希望者の探索 など
- (注)折衝・探索の際には、相手方に重要事項(宅建業法35条)の説明を要します。
- 買受申請書の提出
- (注)買受希望者が現れた場合は、物件を所管する森林管理署等に、受託者を經由して買受申請書を提出して頂きます。

③ 手数料の請求等

森林管理局から通知される「売買代金納付済通知書」により手数料を請求して頂きます。

(注)手数料は、受託者が指定する金融機関への振込となります。